

## 運賃協議部会の改定及び開催について

「(仮称)中野区コミュニティ交通」の運行に伴い、運賃協議部会を改定する必要があるため、下記のとおり行う。

また、精神障害者割引制度の改定および一日乗車券の運賃の改定に伴う料金の運用について、協議するため下記の通り運賃協議部会を行う。

## 記

## 1 名称

改定前 中野区交通政策推進協議会実証運行運賃協議部会

改定後 中野区交通政策推進協議会運賃協議部会

## 2 所掌事項

地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金に関すること

## 3 部会員

中野区交通政策推進協議会条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、委員のうちから会長が以下のとおり指名する。

区長が指名する住民の意見を代表する者	中野区町会連合会副会長	大野道高
運行事業者	関東バス株式会社運輸部計画・営業担当副部長	小川将和
運輸局	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）	小林 聡
区	中野区都市基盤部長	松前友香子

## 4 運賃協議部会要領

資料 4 - 2 「中野区交通政策推進協議会運賃協議部会要領（案）」のとおり

## 5 その他

- ・ 運賃協議部会で協議を調えた際は、その結果を交通政策推進協議会へ報告する。
- ・ 運賃協議部会の開催にあたっては、住民、利用者その他利害関係者の意見を広く集める（道路運送法第 9 条第 5 項関連）。

## 6 協議事項

資料4-3 「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）」のとおり

### 【参考】中野区交通政策推進協議会条例

（部会）

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する部会員をもって組織する。

3～6 （略）

### 【参考】道路運送法

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条 （略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6・7 （略）